

次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人秀峯会における 一般事業主行動計画（第4回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- 平成31年 4月～年次有給休暇取得率向上のため、計画年次有給休暇取得の促進を行う。
- 平成31年 5月～働き方に関する教育活動を実施する。
- 平成32年 1月～4月1日から12月31日までの有給休暇取得日数を調査し、有給休暇取得5日未満の職員には年度末までに5日以上取得するよう促す。

目標2 地域の子供の職場見学及び若者のインターシップの受入を行う。

<対策>

- 平成31年 4月～ 受入体制についての検討開始
- 平成31年 5月～ 受入部署への説明及び体制作り
- 平成31年 6月～ 学校との連携
- 平成31年 7月～ 職員への周知及び学校、地域への取組の周知
- 平成31年 8月～ 施設見学及びインターシップの受入開始